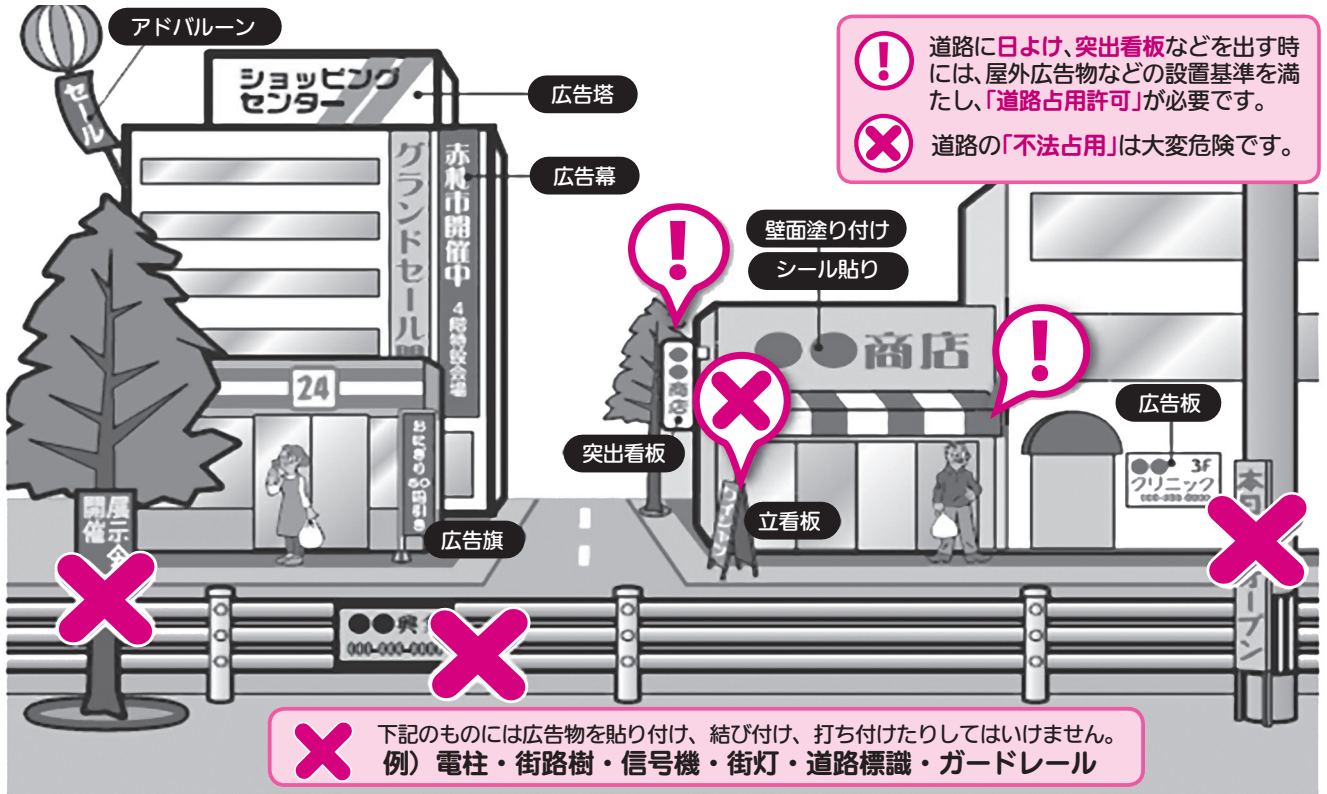


道路などへの広告物の設置は許可が必要です

問合せ 土木課 ☎ 33-4121



❌ 下記のものには広告物を貼り付け、結び付け、打ち付けたりしてはいけません。
例) 電柱・街路樹・信号機・街灯・道路標識・ガードレール

道路には、安全で快適に利用するためのルールが道路法などで定められています。「道路占用許可制度」はその一つです。

道路占用とは

道路の占用とは、「道路に一定の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用すること」をいいます。上空、地下を問わず設置されるものは全て許可申請が必要です。

【具体例】

突出看板、日よけ、仮設足場、排水管などの埋設管、上空・地下の電線類・管路・通路、電柱などの柱類、カーブミラーなど

道路以外の公共物占用

里道、水路などの公共物にも、安全で快適に利用していただくためのルールが、「八代市法定外公共物管理条例」で定められています。

●八代市法定外公共物占用とは

市が管理する道路、水路などのうち、道路法、河川法などの適用がない、里道、水路などに工作物などを設置することをいいます。

上空、地下を問わず、設置されるものは全て許可申請が必要です。

【具体例】

水路上に通路として設置する橋梁やフタ、その他道路占用の例と同じ

最近、看板が道路に落下し、歩行者を巻き込む重大な事故が発生しています。道路の上空に設置する看板などの工作物も安全管理の徹底をお願いします。

道路や水路などの不法占用は危険です

道路や水路は大切な公共空間です。次の3つの物件は通行の妨げや事故の原因になり、大変危険です。絶対におやめください。

- ① 道路上への商品のはみ出し陳列・立て看板・広告旗など
- ② 自宅や駐車場入口前の道路に設置された乗り上げブロックや鉄板など
- ③ 水路に設置された鉄板など

屋外広告物には許可制度があります

屋外広告物の無秩序な掲出は、景観を害したり視界の遮断による交通事故や倒壊、時には人身に危害を及ぼすことがあります。このため、県では条例により屋外広告物の許可制度を設け、必要な規制を行っています。

屋外広告物を掲出する場合は、掲出する地域や屋外広告物の面積などに応じて、許可を受ける必要があります。

【問合せ】

県南広域本部 土木部 維持管理課 ☎ 33 4 1 6 6

道路占用・河川占用の問合せ先

- ▼市管理道路・法定外公共物・準用河川(一級、二級以外の河川)の占用
土木管理課 ☎ 33-4121
または各支所 建設事務所
- ▼県道(市内の国道219号、443号、445号を含む)・二級河川
県南広域本部 土木部 維持管理課 ☎ 33-4166
- ▼国道(八代管内の国道3号)
国交省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 八代維持出張所 ☎ 32-4271
- ▼一級河川
国交省九州地方整備局 八代出張所 ☎ 32-4892